

消防情第29号
平成31年2月19日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災情報室長
(公印省略)

防災行政無線の機能強化に関する緊急防災・減災事業債の対象事業の拡充について

平成30年7月豪雨による災害では、気象状況の悪化等により、屋外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声が聞き取りづらい場合があることが課題となつたことから、中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告書(平成30年12月26日公表)において、今後実施すべき取組として、豪雨時でも聞こえやすい屋外スピーカーなど、技術革新により開発の進む新たな伝達手段を含め、多様な伝達手段の導入を促す取組を強化することが提言されたところです。

この報告書等を踏まえ、防災行政無線について、アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合に加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、緊急防災・減災事業債の対象とすることとしました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、下記の事項に留意の上、地域の実情に応じて災害時の情報伝達体制の更なる強化を図るよう速やかに周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防災行政無線の機能強化について

防災行政無線について、アナログ方式の防災行政無線をデジタル化する場合は緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象(事業期間は2020年度まで)としているところであるが、これに加え、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

2 機能強化の例

(1) 音達を改善した屋外スピーカーへの機能強化

既設のスピーカーと比べて、距離による音の減衰等が少ない高性能スピーカーに機能強化する場合

(2) 視覚効果付き屋外スピーカーへの機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにパトライトを設置し、放送時に点灯させることができるようにする場合

イ 既設の屋外スピーカーに大型表示盤を設置し、放送内容を表示させることができるようにする場合

(3) 屋外スピーカーの停電対策による機能強化

ア 既設の屋外スピーカーにバッテリーを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

イ 既設の屋外スピーカーにソーラーパネルを設置し、停電時の使用可能時間を確保する場合

3 留意点

- (1) 「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」の対象は、屋外スピーカーの機能強化に限らない。
- (2) 既にデジタル化された防災行政無線の屋外スピーカー等に「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」を行う際に、これと一体的に戸別受信機の配備を行う場合は緊急防災・減災事業債の対象となる。
- (3) 防災行政無線（同報系）の代替として利用される、FM放送、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、280MHz帯電気通信業務用ページャー、V-Lowマルチメディア放送を活用した情報伝達手段についても「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」については緊急防災・減災事業債の対象とする。

(連絡先)

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室

担当：岡澤、城門、矢野

電話：03-5253-7526

FAX：03-5253-7536